

令和元年10月10日

〒162-0805

東京都新宿区矢来町71番地

株式会社新潮社

代表取締役 佐藤隆信 殿

〒541-0042

大阪府大阪市中央区今橋1-7-19

北浜ビルディング6階

JPS総合法律事務所

株式会社Qvou 代理人

弁護士 原 英 彰

#### 抗議文

拝啓 貴社におかれましては、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴社の発行する週刊新潮2019年10月3日号掲載の「統括部長から『草刈り係』に降格させられた53歳男性の悲痛パワハラ告発」と題する記事（以下、「本件記事」といいます。）については、以下に述べるとおり、事実と異なり、また事実を歪曲した記載が多く見受けられると共に、当社メンテナンス事業部及びその従業員の名誉を不当に貶める内容であります。

1 本件記事は、あたかも、当社の従業員であった[ ]氏（以下、「[ ]氏」といいます。記事中では仮名処理されていましたが）が労働組合を結成したことに基づいて、メンテナンス事業部への異動を命じられたかのような記載があります。

しかしながら、当該配置転換は、[ ]氏が営業先において差別発言を行い神戸市保健福祉局からその是正等を指導されたこと等を踏まえ、[ ]氏を営業職に就かせることが不適切であると判断したことに基づくものであり、[ ]氏が労働組合に加入したことを理由とするものではありません。

2 また、本件記事は、当社メンテナンス事業部の業務を、「草刈り係」という表現を用いて揶揄すると共に、メンテナンス事業部への配置転換を「降格」と表現し、その業務内容について、「猛暑のなか1日6時間もひたすら草刈り機と格闘」、「最高気温が30度に迫る屋外での肉体労働」等の表現を用いています。

当社メンテナンス事業部は、発電施設のメンテナンスを担当する、当社太陽光発電事業における重要な事業部であり、「草刈り係」ではありません。メンテナンス事業部の従業員は、[ ]氏同様、太陽光発電設備

のために「草刈り」の業務を行っているのであって、本件記事における貴社の表現は、当社メンテナンス事業部及びその従業員の名誉を不当に貶めるものであり、訂正・撤回を求めます。

併せて、メンテナンス事業部への配置転換は「降格」ではなく、業務内容についても、熱中症等が発生しないように、休憩時間の確保や水分補給の徹底など、十分な安全対策の下で行われているものであり、本件記事の記載は不適切です。

- 3 そもそも、貴社は、報道機関として、公平な報道が求められるところ、本件記事は、      氏の言い分のみを一方向的に記載し、当職への聴取内容については敢えて重要部分を記載せず、当職への聴取内容に対する      氏の反論については記載しつつも、      氏の言い分に対する当社の反論については記載していないものであって、公平な報道からは程遠いものであると言わざるを得ません。

      氏が令和元年8月29日午後1時30分より、大阪司法記者クラブで記者会見を行った際、当社は、本件に関する事実を説明する文書をマスコミ各社に配布しております。貴社の小出記者にも提供しております。小出記者には、そのうえで電話による取材にも応じ、本件の事情を細部にわたってご説明したにもかかわらず、本件記事の中で、当社の説明文書の内容や電話聴取の内容について一切触れられていないことは極めて遺憾であります。

- 4 以上のとおり、本件記事は、公平性を欠き、また、事実にも反する内容であり、当社は貴社に対して、本書をもって抗議します。
- 5 また、当社は、貴社に対し、本書をもって、少なくとも上記2項で述べたとおり、当社メンテナンス事業部を「草刈り係」と揶揄したことについて訂正・撤回することを強く求めると共に、当社の事実説明に基づく反論記事を掲載するよう求めます。

敬具